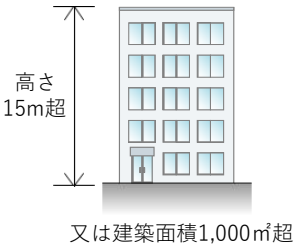


4.届出の対象行為（景観法第16条第1項）

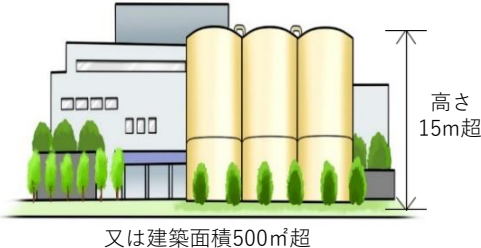
景観計画の運用開始に伴い、**平成30年10月1日以降に着手**する以下の規模の行為については、届出制度の対象となり、景観形成基準に基づく配慮や工夫に努めていただきます。
事前協議を受け付けておりますので下記までお問い合わせください。

届出の対象となる行為の種類			対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築、移転（参考図1）		高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		当該行為に係る見付け面積が過半を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転	プラント等（参考図2）	高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの
		鉄塔等（参考図3）	高さ15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		当該行為に係る見付け面積の合計が15㎡を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発面積3,000㎡以上

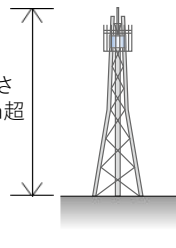
※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車庫庫、遊技施設、処理場等を示す。
※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。



【参考図1】



【参考図2】



【参考図3】

■景観形成基準

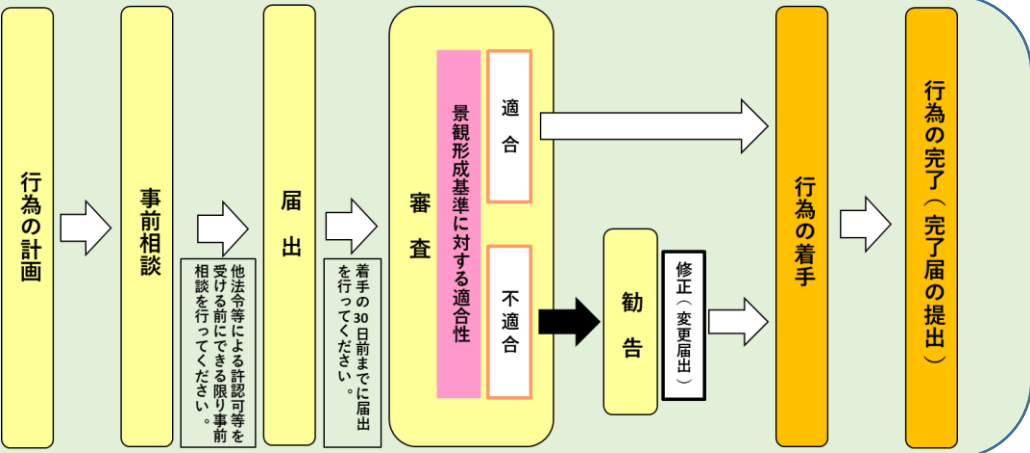
一部抜粋につき、詳しくは西条市HPか下記問い合わせ先にご連絡ください

①共通事項

○該当する地域の景観形成方針を尊重し、周辺景観と調和した景観形成に努める。

対象物	基準項目	景観形成基準
建築物 工作物	形態意匠	・長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。 ・屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。
	配置・高さ	・背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないよう工夫する。
	外構・緑化	・周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。 ・道路に面する場所は花木等による緑化に努める。
	色彩	・屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。
開発行為	・開発後の状態が、周囲の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。 ・擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。	

手続きの流れ



■問い合わせ先：
西条市役所
都市計画課
都市計画係
電話 0897-52-1238
FAX 0897-52-1260

西条市景観計画を策定しました

西条市は豊かな水と緑や、多彩な歴史・文化的遺産をはじめとした魅力ある景観資源を有しています。それを守り、育て、未来に継承するため、西条市は「西条市景観計画」を平成30年3月に策定しました。

景観計画には「区域」「景観形成方針」「行為の制限」等が定められており、それに基づき行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たすことで良好な景観形成を推進していきます。**平成30年10月1日からその運用が開始されます**ので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



1.景観計画区域

景観計画区域を**西条市全域**とし、市全域で良好な景観形成の推進を図ります。

市内全域において、景観法に基づく届出の制度が始まります。（裏面参照）

2.基本理念

西条市景観計画の策定にあたり、本市が目指す将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて基本理念を以下のとおり定めます。

【基本理念】

山・水・人が織りなす魅力ある景観づくり
～快適環境実感都市を目指して～

■問い合わせ先：西条市役所 都市計画課 都市計画係
電話 0897-52-1238 / FAX 0897-52-1260

3. 景観形成方針

景観計画区域内において、まちづくりに関する上位計画や土地利用規制等により区分し、区分ごとに景観形成方針を定めました。地域ごとの景観まちづくりの方針となります。

商業系景観 東予地域

「東予地域の拠点として、賑わいとまとまりのある市街地景観の形成」



住居系景観 東予地域

「水と緑に触れ合える、潤いのある住宅地景観の形成」



商業、住居系景観 三芳・国安地域

「公共施設や泉にまつわる景観資源を、見通しの良い歩行者空間でつないだ、快適な住宅地景観の形成」



商業、住居系景観 丹原地域

「商店街を中心とした、市民の活動の場となる良好なまちなみ景観の形成」



商業、住居系景観 小松・氷見地域

「歴史・文化的景観資源を相互に結び付けた、小松・氷見地区の一体的な景観形成」



産業居住系景観

「幅広い土地利用と落ち着きのある生活景観の両立」



工業系景観

「西条市の活力を示す、まとまりのある工業景観の形成」



商業系景観 西条地域

「市の玄関口にふさわしい、都市ブランドイメージの感じられる景観形成」



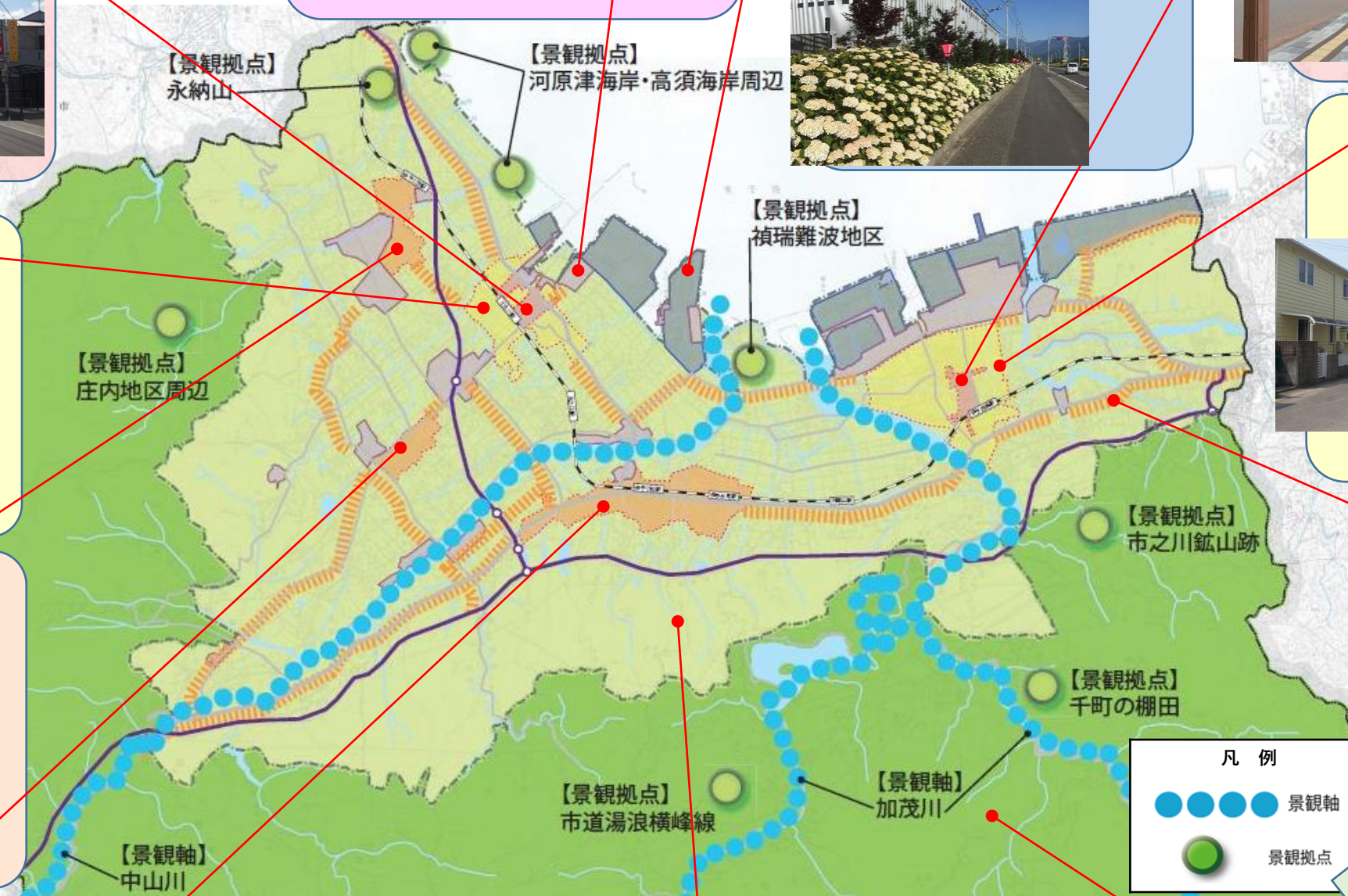
住居系景観 西条地域

「水と共にある快適な生活景観の保全・創出」



幹線道路沿線系景観

「隣接地域の良い景観や山なみの眺望に配慮した幹線道路沿線の景観形成」



凡 例



田園居住系景観

「豊かな田園と落ち着きのある集落が調和した景観形成」



山林系景観

「西条市の景観資源の源となる、石鎚山をはじめとした自然景観の保全」



景観軸と景観拠点

「景観軸」・・・河川や道路など連続した景観構造を成す景観資源のうち、複数の類型区分をまたぐもの。

「景観拠点」・・・大規模な棚田を有する地域や自然海岸など、特徴的でまとまりのある景観資源。

これらは他の区分同様に景観形成基準を定めています。詳しくは西条市景観計画本編をご参照ください。